

》 手続きの流れ

1 業者から見積りを取る

市内施工業者（市内に本店がある法人
または個人事業者）を利用すること。

市では施工業者の指定や紹介は行なっていません。

2 必要な書類を揃える

申請書は、市公式Webサイト（右記2次元
コード参照）などから入手できます。



3 市川市 街づくり整備課窓口申請する

（郵送や支所等では受付できません
申請を施工業者等が代行することもできます）

- 申請場所：表面の問い合わせ先参照
- 受付時間：午前9時から午後5時

目安 3-4週間

4 決定通知が届く

5 契約・工事着工

変更が生じた場合、速やかに市川市へご連絡ください。

6 申請した窓口の実績報告をする

7 額確定通知が届く

8 申請した窓口補助金の請求をする

請求書は、オンラインや郵送の申請もできます。

9 補助金が支払われる

補助金の受け取りは、委任を受けた施工業者を指定することもできます。その場合は必ず事前に街づくり整備課へご連絡ください。

ご注意

*既に契約済、工事中、工事済の場合は申請できません。

*バリアフリー工事や防災性を高める工事についての補助は「あんしん住宅助成制度」をご覧ください。



*その他の注意事項については市公式Webサイトをご覧ください。

✂ 対象工事と基準

項目	補助率	補助上限	条件・基準
窓の断熱化	1/3	10万円	●単板ガラスのサッシに内窓を取り付けるもの、又は単板ガラスを複層ガラスに交換するもの
ドアの断熱化	1/3	10万円	●断熱性能があるドアへ交換
高断熱 窓の断熱化	1/2	20万円	●単板ガラスのサッシに内窓を取り付けるもの、又は単板ガラスを複層ガラスに交換するもの ●少なくとも1居室の全ての窓で実施 ●断熱等級5以上（熱貫流率*2.3W/(m ² ・K)以下）である製品を使用
壁・床・天井の断熱化	1/2	30万円	●壁・床・天井のいずれか断熱材が使用されていない箇所へ新たに断熱材を使用

*熱貫流率は、熱の伝わりやすさを表す値です。